

他の厚生労働省令で定める方法により、労働者に周知させなければならない。

3 前項の規定は、第十三条の二第一項に規定する者に労働者の健康管理等の全部又は一部を行わせる事業者について準用する。この場合において、前項中「周知させなければ」とあるのは、「周知させるように努めなければ」と読み替えるものとする。

第二百五条を削り、第四百四条中「第六十六条の八第一項」の下に「、第六十六条の八の二第一項及び第六十六条の八の四第一項」を加え、同条を第二百五条とし、第一百三條の次に次の一条を加える。

(心身の状態に関する情報の取扱い)

第四百四条 事業者は、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置の実施に関し、労働者の心身の状態に関する情報を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、労働者の健康の確保に必要な範囲内で労働者の心身の状態に関する情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

2 事業者は、労働者の心身の状態に関する情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

3 厚生労働大臣は、前二項の規定により事業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

4 厚生労働大臣は、前項の指針を公表した場合において必要があると認めるときは、事業者又はその団体に對し、当該指針に關し必要な指導等を行うことができる。

第百十五條の四中「第百十五條の二第一項」を「第百十五條の三第一項」に改め、同條を第百十五條の五とし、第百十五條の三を第百十五條の四とし、第百十五條の二を第百十五條の三とし、第十一章中第百十五條の次に次の一條を加える。

(厚生労働省令への委任)

第百十五條の二 この法律に定めるもののほか、この法律の規定の実施に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第百十九條第一号中「第百四條」を「第百五條」に改める。

第百二十條第一号中「第六十六條の六」の下に「、第六十六條の八の二第一項、第六十六條の八の四第一項」を加える。